

情報提供資料

令和5年12月8日（金）

日高市

上・下水道部 水道課 経営総務担当

Tel.042-989-2363

課長 関田 兼之

担当者職・氏名 主幹 清水 学

水道基本料金を減免します

物価高騰の影響を受けている市民や事業者等の負担を軽減することを目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免します。

減免期間・地区

- ① 令和6年1月～2月使用分（2月検針分）の基本料金・偶数月検針地区
- ② 令和6年2月～3月使用分（3月検針分）の基本料金・奇数月検針地区

減免額の例

口径	基本料金(税込み)	免除額(税込み)
13mmの場合	550円(1か月分)	1,100円(2か月分)
20mmの場合	880円(1か月分)	1,760円(2か月分)

※1回の検針で2か月分を請求

対 象 水道を使用しているすべての市民および事業所約25,640件（官公庁等は除く）

申し込み 不要
※基本料金を差し引いた額で水道料金を請求します。

予算措置 今回の料金減免に係る所要額は基本料金分（4,449万5千円）とシステム改修費（71万5千円）の合計4,521万円（税込み）です。
そのうち4,110万円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により充当予定です。